

箱根町宿泊税条例骨子（案）

| 項 目 | 内 容 |
|---------|--|
| 名 称 | 箱根町宿泊税 |
| 課税方式 | 観光地として一層発展・成長し、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすような観光まちづくりの実現に向けて課する法定外普通税 |
| 課税客体 | 箱根町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行う住宅（民泊） |
| 納税義務者 | 町内の宿泊施設への宿泊者 |
| 徴収方法 | 特別徴収の方法 |
| 特別徴収義務者 | 宿泊施設の経営者、その他便宜を有する者 |
| 税 率 | 宿泊者 1 人 1 泊につき 350 円（一律定額制） |
| 課税免除 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下 （12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者） ・学校教育法に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行等の行事に参加する児童、生徒又は学生及び引率者 ・公益上その他の事由により規則で定めるもの |
| 罰則規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 ・納税管理人に係る不申告に関する過料 10 万円以下の過料 |
| 制度の見直し | 5 年ごとに制度の見直しを検討 |
| 施行予定日 | 令和 10 年 4 月 1 日 |